



年 組 名前

道新 ワークシート

自家増殖 許諾制に 改正種苗法が成立

改正種苗法のポイント

- ・新品種の栽培地域限定が可能に
- ・海外へ不正に持ち出した場合は、10年以下、1千万円以下の罰金
- ・不正持ち出しには差し止め請求権を認める
- ・新品種の自家増殖は許諾制

改正種苗法は、種子や苗を開発した研究機関、企業が農家が栽培地域や輸出先を指定できるようにし、それに反する利用を禁じる。高級ブドウのシャインマスカットなど国内の優良品種が

農産物の種子や苗を海外に不正に持ち出すことを禁じる改正種苗法が2日の参院本会議で自民、公明などの賛成多数により可決、成立した。国内の農産物の優良品種を保護することが狙いで、一部品種で農家が種つくりをする場合に開発者の許可が必要になる。2021年4月に施行する。(長谷川裕紀)

「有望品種守れる」「大企業支配に道」道内賛否

中国や韓国に流出し、現地で生産が広がったことを受け規制を強化する。法改正のきっかけとなった高級ブドウのシャインマスカットを出荷する仁木ハウスぶどう生産組合(後志管内仁木町)の組合長は「日本の品種が外国で栽培されているのは残念。法改正は有望な品種を守るために必要」と評価する。JA北海道中央会も優良品種の海外流出を防ぐ立場か

ら「法律改正のみならず、海外での品種登録もしていただきたい」としている。一方、農家らでつくる北海道たねの会「は海外で品種登録しなければ海外流出を防げないとして、法律の実効性を疑問視する。農家が栽培した種や苗から翌年も作物を作る「自家増殖」が許諾制になり、許諾料の高騰や、種子を販売する多国籍企業による農家支配に道を開くと主張する。(生田憲)

2020年12月03日(木)朝刊 全道遅版 総合2P(記事は一部再編集しています)

①改正種苗法とはどのような法律か答えなさい。

②道内での賛否について、双方の意見を答えなさい。

賛成 ・

・

反対 ・

・

・

③改正種苗法について、あなたはどのように考えますか。